

調達管理番号：20a01112

国名：マラウイ国

担当部署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：マラウイ国市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト（園芸生産／普及）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：園芸生産／普及
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年3月下旬から2022年2月下旬
- (2) 業務 M/M：現地 6.00M/M、国内 0.70M/M、合計 6.70M/M
- (3) 業務日数：準備期間 7日、現地業務期間 180日、整理期間 7日

本業務においては3回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な現地業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月17日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2021年3月2日（火）までに個別通知

➤ 提出されたプロポーザルを JICA で評価・

選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	農業普及に係る各種業務
対象国／類似地域	英語圏アフリカ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

(1) プロジェクトの背景

マラウイ国（以下、マラウイ）において農業セクターは国内総生産（GDP）の約28%、外貨収入の約80%を占める基幹産業として位置づけられている。また、総労働人口の約64.1%が農業に従事しており、同セクターの成長がマラウイの社会・経済の発展を支える原動力として考えられている。

マラウイでは、多くの農家は農地面積が1ha以下の小規模農家であり、さらに農村部の人口増加により土地の細分化が進み、一人当たりの農地面積は減少傾向にある。その為、生計向上のためには、単位面積当たりの収益を向上させる必要がある。また、小規模農家は主に自給用にメイズを生産しているが、近年では農村地域においても現金需要が高まっており、収益性の高い作物や市場ニーズに合わせた作物の栽培による収益向上が求められている。

農業・灌漑・水開発省（現農業省）は、より実践的な商業的農業に関する普及サービスを提供するため、JICAが2014年より開始した「市場志向型農業（以下、「SHEPアプローチ）」の課題別研修（2014年開始）に研修員として職員を派遣し、その後研修員が作成したアクションプランに基づくパイロット事業を

実施してきた。その結果、同省職員の指導力の向上、小規模園芸農家グループによる生産物の協同販売の開始、交渉能力の向上、生産物の品質改善など、生計向上につながる成果がみられた。

上記の背景から、マラウイ国政府は今後同省職員の SHEP アプローチに関する普及サービスを改善していくための能力強化を図るべく、我が国に支援を要請した。これを受けて JICA は、「SHEP アプローチ」に基づきマラウイの現状に適した市場志向型農業アプローチの構築・実践を通じて、小規模園芸農家の生産性・マーケティング能力の強化を図る事を目的とした「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト（以下、MA-SHEP）」を 2017 年 4 月から 2022 年 4 月まで 5 年間の予定で実施しており、現在 3 名の長期専門家を派遣中である。

(2) プロジェクトの概要

- プロジェクト実施期間：2017 年 4 月 9 日～2022 年 4 月 8 日（5 年間）
- 相手国側実施機関：農業省普及局(DAES)
- 対象地域：全国（毎年度 2 つの地方農政局（ADD）から約 6 県を選択し、第 1~4 バッチで計 24 県を対象とする。）

第 1 バッチ	カスング ADD、サリマ ADD（ムチンジ県、カスング県、コタコタ県、ンチシ県、ドーワ県、サリマ県）
第 2 バッチ	カロンガ ADD、ムズズ ADD（チティパ県、カロンガ県、ルンピ県、ムジンバ県、カタベイ県）
第 3 バッチ	ブランタイヤ ADD、シレバレー ADD（ムワンザ県、チクワワ県、ンサンジェ県、チョロ県、ムランジェ県、パロンベ県、ネノ県）
第 4 バッチ	リロングウェ ADD、マチンガ ADD（リロングウェ県、デツザ県、マンゴチ県、ンチェウ県、バラカ県、マチンガ県、ゾンバ県） * プロポーザル方式により対象県選定予定

- プロジェクト目標：プロジェクト対象小規模農家グループメンバーの所得が向上する。
- 期待される成果：
 - ① MA-SHEP パッケージの実施体制が構築される
 - ② MA-SHEP パッケージが確立される
 - ③ MA-SHEP パッケージが継続的に対象農家グループに実践される

7. 業務の内容

当該専門家は、農業省普及局及び農業普及担当官（地方農政局・県農業開発事務所の技術担当官、普及所の普及員）が、今後持続的に普及活動の一環として SHEP 農家を支援できるよう、①園芸作物生産や営農に係る研修カリキュラム、マニュアル、教材などの普及コンテンツの作成、②普及担当官の指導能力の向上、③小規模農家の園芸生産、営農における能力の向上を行うことを目的に派遣される。業務の対象は、これから技術研修が開始される第 3、4 バッチを想定しているが、すでに技術研修が終了している第 2 バッチのエンドラインサーベイ等も一部行う。具体的な業務内容は次のとおりとする。

（1） 国内準備期間（2021 年 3 月下旬）

- ① プロジェクトの報告書や成果品等の整理・分析を行い、当該案件の実施に必要な情報を取得する。尚、公開されている報告書以外は JICA 経済開発部より提供される。
- ② 第 1 次現地業務期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 経済開発部に提出する。併せて、JICA マラウイ事務所にも電子データを送付する。

（2） 第 1 次現地業務期間（2021 年 4 月上旬～6 月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA マラウイ事務所、C/P 機関にワークプランの説明を行う。
- ② 対象農家の園芸作物栽培や営農の状況を把握し、課題を分析する。
- ③ 第 3 バッチ対象県に対する技術研修（堆肥、施肥、育苗、病害虫管理、各園芸作物の特性等を含む）を企画、実施する。尚、技術研修において、当該専門家は基本的に直接研修を行わず、C/P および地方農政局(ADD) や県の技術スタッフが講師・ファシリテーターを務め、そのバックストップとサポートを行う。
- ④ 第 3 バッチの対象農家の園芸生産や営農活動及び普及員による農家研修をモニタリングし、必要に応じて適切な技術指導を行う。
- ⑤ MA-SHEP パッケージの改訂において、技術的側面から助言を行い、他の専門家及びカウンターパートと共に研修カリキュラムの開発・改訂を行う。
- ⑥ 研修教材の開発・改訂を行う。特に農家グループの選定作物に関する栽培教材を作成する。
- ⑦ 他専門家と連携し、園芸生産の視覚教材を作成するための準備をする。

- ⑧ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
 - ⑨ JICA マラウイ事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (3) 第1次国内整理期間（2021年7月上旬）
第1次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。
- (4) 第2次国内準備期間（2021年7月下旬）
第2次派遣にかかるワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 経済開発部に提出する。併せて、JICA マラウイ事務所にも電子データを送付する。
- (5) 第2次現地業務期間（2021年8月上旬～9月中旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA マラウイ事務所、C/P 機関にワークプランの説明を行う。
 - ② 第3バッチの対象農家の園芸生産や営農活動及び普及員による農家研修をモニタリングし、必要に応じて適切な技術指導を行う。
 - ③ MA-SHEP パッケージの改訂において、技術的側面から助言を行い、他の専門家及びカウンターパートと共に研修カリキュラムの開発・改訂を行う。
 - ④ 他専門家と連携し、園芸生産の視覚教材を作成する。
 - ⑤ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
 - ⑥ JICA マラウイ事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (6) 第2次国内整理期間（2021年9月下旬）
第2次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。
- (7) 第3次国内準備期間（2021年12月下旬）
第3次派遣にかかるワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 経済開

発部に提出する。併せて、JICA マラウイ事務所にも電子データを送付する。

(8) 第3次現地派遣期間(2022年1月上旬～2月中旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA マラウイ事務所、C/P 機関にワークプランを説明する。
- ② 第4バッチ対象県(予定)において、MA-SHEP パッケージ活動の実施を支援する(マーケット調査、作物選定、アクションプラン研修等)。
- ③ 第4バッチに対する技術研修(堆肥、施肥、育苗、病害虫管理、各園芸作物の特性等を含む)の準備をする。
- ④ 研修カリキュラム及び研修教材の開発・改訂を行う。特に農家グループの選定作物に関する栽培教材を作成・改訂する。
- ⑤ 第2バッチの対象農家グループに対して、エンドラインサーベイ研修を実施する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書(英文)をC/P 機関及び JICA マラウイ事務所に提出し、報告する。

(9) 第3次国内整理期間(2022年2月下旬)

専門家業務完了報告書(和文)を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン(和文/英文、電子データ)

第1次～第3次業務開始前に、各業務期間中に実施する業務の具体的内容(案)を関係者と共有するためのもの。

(2) 現地業務結果報告書(和文/英文、電子データ)

第1次～第2次現地業務期間終了時に、現地関係者に現地業務の結果(業務の具体的内容及び達成状況)を共有するためのもの。

(3) 専門家業務完了報告書(和文/英文各2部、簡易製本/電子データ)

本業務の完了を確認するためのもので、第3次現地業務後に提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約(単独型)

に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ヨハネスブルグ⇒リロングウエ⇒ヨハネスブルク⇒
日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2021年4月以降を予定しています。

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地
M/M、国内M/Mは2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。な
お、第1次現地業務は2021年4月を予定していますが、新型コロナウイルス
感染症等の影響により変更になる可能性があります。

② 現地での業務体制

本プロジェクトチームに係る業務体制（予定）は、以下の通りです。
下記の専門家は、農業省普及局内の執務スペースで作業しています。

- ・ 長期専門家3名（チーフアドバイザー、モニタリング/データ分
析、業務調整/研修）
- ・ 短期専門家（ビデオ教材作成）

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：第1次現地業務時のみあり

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じてアレンジ
するが、一部専門家がアレンジ

カ) 執務スペースの提供：農業省普及局内における執務スペース提供
（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グル
ープ第五グループにおいて配布しますので、Kakinuma.Shota@jica.go.jp
に送信願います。尚、配布資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に

必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出もしくは失注後に速やかに破棄してください。受領とともに同意いただいたものとします。

- MA-SHEP 技術研修プログラム
- MA-SHEP 技術研修教材

② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- マラウイ共和国 市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト中間レビュー調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043367.html>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を

登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上